

年金

だより

NENKINDAYORI

国民年金保険料の納付が困難な場合は 保険料の免除制度があります

国民年金には、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な場合、全額または一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）の制度があります。免除の申請をすると、免除を申請される方とその配偶者、世帯主の3名の前年所得について社会保険事務所等で審査を受け、所得額によって免除の承認、もしくは却下の判定がされます。免除の期間は、平成20年7月から平成21年6月までの間となります。今年度の申請は平成21年7月までに行っていたらければ、平成20年7月までさかのぼれますが、障害年金の受給要件等がありますので、なるべく早い時期での申請をお願いします。

また、失業・倒産・事業の廃止や天災などにあわれ

た方は特例の取り扱いがされますので、そのことを証明できる書類（失業であれば雇用保険受給者資格証や雇用保険被保険者離職票等）を添えて市民課国保年金係へ申請してください。

「保険料を全額納めることは困難でも一部なら納めることができるので、将来受け取る老齢基礎年金の額を少しでも増やしたい。」という方のために、一部免除の制度があります。

納める保険料は、4分の3免除は月額3,600円、半額免除は月額7,210円、4分の1免除は月額10,810円です。一部免除された期間は保険料を納めた期間と比べて、全額納めた期間として取り扱われますのでご注意ください。

また、申請が却下された場合も、保険料を納め

ただけないと未納期間となります。

免除期間については、老齢基礎年金の金額を計算するときには、保険料を全額納付した期間と比べて、全額免除の期間については3分の1の額、4分の3免除の期間については2分の1の額、半額免除の期間については3分の2の額、4分の1免除の期間については6分の5の額となります。なお、申請者、配偶者、

世帯主が平成20年1月1日以降に本宮市に転入された方については、平成20年1月1日に住民登録されていた市区町村より、平成20年度（平成19年分）所得証明書をお取りいただき、免除申請書に添えて申請していただくようお願いいたします。

◆問い合わせ先
市民課 国保年金係
（☎内線127）
白沢総合支所 市民福祉課
市民窓口係（☎内線524）

一部免除を受けたときの保険料（月額）

	一部免除		
	3/4免除	半額免除	1/4免除
納める金額	3,600円	7,210円	10,810円

免除となる所得のめやす

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦、子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※免除申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の3名の方全員が基準に該当することが要件です。
※「4人世帯」、「2人世帯」のご夫婦は、夫または妻のどちらかの方に所得がある世帯の場合、「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合のめやすです。
※（ ）は給与所得者の収入ベースのめやすです。

お知らせ

年金から天引きになっていない方の 後期高齢者医療保険料の納付が 8月から始まり

今年4月から始まりました後期高齢者医療制度について、平成20年度の保険料が8月に決定します。平成20年度後期高齢者医療保険料決定通知書により、お知らせいたします。保険料の納付方法は、すでに年金から天引き（特別徴収）させていただいている方につきましては引き続き年金から納めていただきます。年金から天引きになっていない方につきましては、「平成20年度後期高齢者医療保険料決定通知書」に同封します納付書で納めていただくか、金融機

関の口座振替により納めていただくようになります。

なお、各期別の納期限は上の表のとおりとなります。※次に該当する方は、住民税の申告をしないと保険料の軽減を受けられない場合がありますのでご注意ください。

○障害年金受給者、遺族年金受給者、恩給受給者、家族等の扶養に入らず申告をされていない方。
○市外に住んでいる方の扶養に入っている方。

便利な口座振替で保険料の納付を！

納付書で保険料を納付される方へ、便利な口座振替をお勧めします。お手続きの方法は、口座のある金融機関に通帳と届出印をお持ちいただき、金融機関に「本宮市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入して、金融機関窓口へ提出してください。

保険料のお支払方法の変更について

保険料を年金天引きから 口座振替に変更できます

後期高齢者医療制度の保険料を今年4月より年金からお支払いいただいている方、または今年10月より年金からお支払い予定となっている方のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、口座振替により保険料をお支払いいただくことが可能となります。

①国民健康保険税を確実に納付していた方（本人）が口座振替により納付する場合。

②世帯主または配偶者がいる方（年金収入が180万円未満の方）で世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合。

口座振替を希望される方は、事前に金融機関の窓口で保険料口座振替の手続きを行っていただき、「ご本人控え」を市民課国保年金係の窓口へお持ちください。

なお、8月22日までに手続きされた場合は、10月15日支給の年金からの天引きが中止されます。それ以降に手続きされた場合は、12月15日支給の年金からの天引きが中止されます。

- 手続きに必要な書類
・後期高齢者医療被保険者証
 - ・金融機関へお申し込みいただいた本宮市税等口座振替依頼書の「ご本人控え」
 - ・印鑑（認印）
- ◆問い合わせ先
市民課 国保年金係
（☎内線126）

水まわりのリフォームで快適な暮らしを！
お風呂・台所・トイレ・洗面台のリフォームなら当社におまかせ！
給湯機など水道設備の修理も承ります

本宮市水道工事指定店 (株) 小山設備
代表取締役 小山 宏
〒969-1124 本宮市本宮字仲町39
TEL 0243-33-3031 FAX 0243-33-3036

感動を残したい。
感動を伝えたい。

M MORIMOTO PLANNING PRINTING
有限会社 モリモト印刷
〒969-1163 本宮市本宮字白川73-1 TEL 34-2967 FAX 34-4171

*借金（サラ金・ローン返済）
にお悩みの方ご相談ください*

司法書士法人 あおば事務所

福島事務所：福島市南中央3丁目7-2 鶴島ガーデン102号
電話 番号：024-528-8802
二本松事務所：二本松市成田1丁目816-1コーポ成田3-101号
電話 番号：0243-62-2515

水道工事はお任せ！ 本宮市水道工事指定店会

(南) 浜野和水道 (33-1798)
本宮市本宮字塩田49番地2
(南) 本宮設備 (33-12002)
本宮市本宮字南町1-4番地1
(南) タクト設備 (33-2188)
本宮市本宮字南町109番地
オオナミ (株) (33-1001)
本宮市高木字戸崎63番地3
(南) 佐藤商会 (33-5995)
本宮市仁井田字富士内1番地1
(南) 光設工業所 (33-1805)
本宮市青田字孫市2番地25
(南) キンク設備工業 (33-1248)
本宮市青田字戸ノ内122番地11
(南) タカマツ (33-5842)
本宮市本宮字一ツ屋12番地7
(株) 大敬工業所 (48-3003)
大玉村玉井字中森3番地
(株) 小山設備 (33-30031)
本宮市本宮字仲町39番地
(南) 須藤住機工業 (34-5556)
本宮市本宮字小幡33番地1